# 通達資料

4 鋼橋製作架設工事価格積算要領 (昭和61年3月6日付け設管第46号農地開発部長通知)の一部改正

# 1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 5 年 12 月 19 日以降	令和6年2月21日以降

# 4 鋼橋製作架設工事価格積算要領

#### 【省略】

# 第1 適用範囲

#### 【省略】

#### 第4 請負工事費の積算

# 1 工場製作原価

工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。

#### (1) 直接製作費

直接製作費は、材料費、労務費及び塗装費の3要素について積算するものとし、積算は、別に定める「土地改良事業等適用標準歩掛」(以下「標準歩掛」という。)「土地改良事業等単価表」(以下「単価表」という。)によるもののほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

#### ア 材料費

# (ア)直接材料費

a 所要量は適正な仕上がり質量を計上する。

## 【省略】

d 割増率(ロス率)

鋼材の割増しは鋼材単価の中で行い、数量の割増しはしない。

割増率は、表4-1のとおりとする。

表 4-1 鋼材の割増率(ロス率)

種別	割増率	摘要
鋼板	<u>17</u> %	
形鋼	12%	棒鋼、製作するボルト(H.T.B、スタッジベルは除く)、平鋼、鋼管、縞鋼板等を含む。

(注) H.T.B及びスタッドジベルは製品価格とする。

#### e スクラップ

割増しされた鋼材の 80%が回収可能とし、その単価はヘビーH 1 扱いとする。 スクラップの単価は、物価資料等に公示されているものを用いる。

#### f 鋼種別単価

鋼種別の鋼材単価は、次式により算出する。

: 鋼材の割増率で表 4 - 1 に示す値を用いる。

# 【省略】

#### 4 鋼橋製作架設工事価格積算要領

#### 【省略】

## 第1 適用範囲

#### 【省略】

#### 第4 請負工事費の積算

# 1 工場製作原価

工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。

#### (1) 直接製作費

直接製作費は、材料費、労務費及び塗装費の3要素について積算するものとし、積算は、別に定める「土地改良事業等適用標準歩掛」(以下「標準歩掛」という。)「土地改良事業等単価表」(以下「単価表」という。)によるもののほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

#### ア 材料費

#### (ア)直接材料費

a 所要量は適正な仕上がり質量を計上する。

# 【省略】

d 割増率(ロス率)

鋼材の割増しは鋼材単価の中で行い、数量の割増しはしない。

割増率は、表4-1のとおりとする。

表 4-1 鋼材の割増率(ロス率)

種 別	割増率	摘要
鋼板	<u>15</u> %	
形鋼	12%	棒鋼、製作するボルト(H.T.B、スタッジベルは除く)、平鋼、鋼管、縞鋼板等を含む。

(注) H.T.B及びスタッドジベルは製品価格とする。

#### e スクラップ

割増しされた鋼材の 70%が回収可能とし、その単価はヘビーH 1扱いとする。 スクラップの単価は、物価資料等に公示されているものを用いる。

#### f 鋼種別単価

鋼種別の鋼材単価は、次式により算出する。

:鋼材の割増率で表 4 - 1 に示す値を用いる。

# 【省略】

数値の改正

表内、数値の改正

数値の改正

改 正	現行	備考
改 正  (2) 間接製作費 ア 間接労務費 間接労務費の積算は、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 40.8%を乗じて求める。 イ 工場管理費 工場管理費 工場管理費の積算は、直接製作費と間接労務費の和である純製作費から材料費(但し、工場塗装に係る材料費は除く)を除いた額に工場管理費率 33.5%を乗じて求める。 【省略】	(2) 間接製作費 ア 間接労務費 間接労務費の積算は、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 37.6%を乗じて求める。 イ 工場管理費	数値の改正